

一般社団法人日本肩関節学会定款改正案 (新旧比較対照表)

改正案	現行	備考
<p>定款</p> <p>第4章 代議員および社員 第11条 代議員 この法人に正会員の<u>4%以上8%以内</u>とする代議員を置く(端数の取扱いについては理事会で定める。) 2～5 (略)</p> <p>定款認証：平成26年8月1日 変更：平成27年10月8日 変更：平成28年10月20日 変更：令和元年10月24日 変更：令和四年6月22日</p>	<p>定款</p> <p>第4章 代議員および社員 第11条 代議員 この法人に正会員の<u>2%以上4%以内</u>とする代議員を置く(端数の取扱いについては理事会で定める。) 2～5 (略)</p>	<p>変更</p>

代議員選出規則一部改正案 (新旧比較対照表)

改正案	現行	備考
<p>代議員選出規則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 定数 この法人に、選挙年の4月1日現在の正会員の<u>4%以上8%以内</u>の代議員を置く。端数がある場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>第9条 補則</p> <p>附 則 1～3 (略) 4 <u>第2条に定める定数の上限について、以下の通りとする。</u> <u>令和4年度募集：5%以内</u> <u>令和5年度募集：6%以内</u> <u>令和6年度募集：7%以内</u> <u>令和7年度募集：8%以内</u></p>	<p>代議員選出規則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 定数 この法人に、選挙年の4月1日現在の正会員の<u>2%以上4%以内</u>の代議員を置く。端数がある場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>第9条 補則</p> <p>附 則 1～3 (略)</p>	<p>備考</p> <p>変更</p> <p>新設</p>